

出雲農林高等学校支援コンソーシアム（出雲農業創生会議）規約

（名称）

第1条 本コンソーシアムの名称は「出雲農林高等学校支援コンソーシアム（出雲農業創生会議）（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

（目的）

第2条 出雲農林高等学校を核に地域の多様な関係者と高校の関係者が協働体制を構築し、出雲市の地域及び農業・土木建設業を支える核となる人材育成のため、学校教育の充実と地域産業の発展を目的に協働して活動する。

（事業）

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地域の農業人材の育成プログラムの研究・開発
- 二 出雲農林高等学校を基盤としたパートナーの組織化
- 三 出雲農林高等学校及び出雲農業の魅力の情報発信
- 四 コンソーシアムの持続化のためのあり方の検討
- 五 生徒や教職員にとって魅力的な学校づくりへの支援
- 六 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムで必要と認める内容

（組織）

第4条 コンソーシアムは、別表1に掲げる出雲農林高等学校と地域との協働活動に関わる人材及び団体により構成される。

- 2 コンソーシアムの意思決定の場として全体会を置く。
- 3 出雲農林高等学校に事務局を置く。

（役員）

第5条 コンソーシアムの委員は、会長が指名する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長及び委員)

第6条 コンソーシアムに以下の役職をおく。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 委員 (別表1に掲げる構成団体から原則1名とする。)
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、コンソーシアムを代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(全体会)

第7条 コンソーシアムの全体会は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 全体会は、原則年2回開催する。
- 3 全体会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員は、自己の利害に関する議事に参与することができない。
- 5 全体会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(全体会における承認事項等)

第8条 会長は、第3条に掲げる事業について承認を得るものとする。

- 2 会議は、出雲農林高等学校での活動や決定事項について共有・振り返り・熟議することで、出雲創生力を育んだ人材の育成に向け、よりよい取組の推進のための連絡・調整・支援を行う。

(規約の変更等)

第9条 この規約は、全体会の議事を経なければ変更することはできない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和2年2月7日より施行する。

この規約は、令和3年4月1日より施行する。

この規約は、令和4年4月1日より施行する。

別表1（第4条関係）

団体名	
1	出雲市農林水産部
2	島根県農業協同組合 出雲地区本部
3	島根県東部農林水産振興センター
4	島根県農業技術センター
5	島根県立農林大学校
6	島根県畜産技術センター
7	建設業協会
8	島根県教育委員会
9	島根県立出雲農林高等学校